

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第48準備書面

(争点整理メモ(1)についての補足意見、被告準備書面(19)に対する反論)

平成28年3月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

第1 争点整理メモ(1)についての原告の補足意見

原告は、争点整理メモ(1)は、メモとしての性質上簡潔に記載されているものと認識している。そして、裁判所が争点整理メモ(1)にまとめられた原告及び被告の法律上の主張（差止請求の根拠、人格権に基づく差止請求の要件、「具体的危険性」の有無の判断構造及び「具体的危険性」の内容・立証の程度等）については、概ねこのとおりであると認識しているが、裁判所におかれては、以下の点について留意されたく、補足で意見を述べる。

1 「2、人格権に基づく差止請求の要件」について

第2で詳述するとおり、原告は、争点整理メモ(1)にまとめられた人

格権に基づく差止請求の要件について、概ね妥当と考えている。もっとも、被告が独自の議論とし、具体的危険の「切迫性」なる要件を強調するものであるから、あくまでも要件としては、「具体的危険」の有無として捉えられるべきことを強調しておく。

2 「4、『具体的危険性』の内容・立証の程度等」について

(1) 争点整理メモ(1)では、「万が一にも過酷事故が生じないようにするための安全性（絶対的安全性）」とされているが、厳密には、「限定的」絶対的安全性）である（原告ら第36準備書面の第2（同準備書面1頁から8頁）参照）。

(2) 被告が主張・立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」の「安全性」の中身は、「万が一にも（福島原発事故のような）過酷事故が生じないようにするための安全性（「限定的」絶対的安全性）」であり、被告がなすべき「立証」の程度も相当程度厳格なものが要求される。「一応の合理性」というような低いレベルのものであってはならない。「安全性に欠ける点がないこと」の具体的意味内容を低いレベルのものとしたり、被告に求められる立証の程度を低いレベルに設定することは許されない（以上につき、原告ら第21準備書面の第2の第3項から第5項（同準備書面5頁の下から1行目から11頁の下から4行目まで）参照）。

第2 被告準備書面(19)に対する反論

1 被告は、準備書面(19)の第2（同書面43頁以下）において（答弁書第3章第2の第2項（同44頁以下）同旨。）、具体的危険の「切迫性」なる要件について主張する。しかし、「切迫性」なる要件は、一般的な差止請求権の要件として受け入れられているわけではない。

2 被告は、高浜原発2号機訴訟一審判決（大阪地裁平成5年12月2

4日判時1480号17頁)を引用して、差止要件としての「切迫性」を主張する。

しかし、そもそもこの判決自体が、「(生命、身体、自由等が)侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されているときは…その侵害の排除、若しくは、予め侵害の危険の原因の排除を求めることができる」と判示したうえ、「問題は、かかる(放射性物質の大量放出により生じる)被害の発生する危険性の有無にある。」と判示している。

すなわち、人格権に基づく原発差止訴訟においては、あくまで生命、身体、自由等の侵害(人格権侵害)の危険性の有無が問題であり、特に「切迫性」を独立した要件として検討していない。

3 なお、人格権に基づく差止訴訟において、「切迫性」の要件が、訴訟要件である訴えの利益(民訴法135条)の問題として論じられる余地はあるが¹²、被告の主張は、本案要件(差止要件)として主張するものであって、独自の主張としか言いようがない。

4 以上のとおり、被告の「切迫性」の要件に関する主張は独自の主張にすぎず、人格権に基づく原発差止訴訟においては、「具体的な危険の有無」とは別に、「切迫性」の要件を厳格に審査する必要はない。

以上

¹ 松本空港拡張工事差止請求訴訟控訴審判決(東高判平成2年6月27日高民集43巻2号100頁)は、損害内容を具体的に予測することのできない段階での差止請求訴訟について、権利保護の要件を欠くとして訴え却下した一審判決を維持した。

² 宮崎リゾート差止訴訟一審判決(宮崎地裁平成6年10月21日判決判時1531号117頁)は、近い将来あるいは今後継続して権利侵害のおそれが予測されなければ訴えは不適法であるとして訴え却下とした。